



所論は、違憲をいう点を含め、実質は事実誤認、単なる法令違反の主張であって、刑訴法405条の上告理由に当たらない。

なお、【要旨2】原判決の認定によると、被告人が株式会社Aに売却した秋田県大館市内の土地（以下「本件土地」という。）は、大館市が被告人から土石の捨場として借り受け、土木建設工事の土砂が投棄されていたが、上記売買契約の時点では、依然として農地であり、被告人は、共同正犯として、その後Aが行った本件土地の非農地への造成、転用を完成させる行為に関与したというのである。以上の事実関係の下において、原判決が、被告人に法4条1項違反の罪と法5条1項違反の罪の双方が成立するとしたのは、是認することができる。

よって、刑訴法408条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官 河合伸一 裁判官 福田博 裁判官 北川弘治 裁判官 亀山継夫 裁判官 梶谷玄）

---

※参考：判例タイムズ1091号219頁、判例時報1785号169頁